

委員会提出議案第 2 号

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げを求める意見書

地方自治法第 109 条第 6 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 2 年 6 月 4 日

岩倉市議会議長 梅 村 均 殿

提出者 厚生・文教常任委員会
委員長 大 野 慎 治

国民健康保険の国庫負担抜本的引き上げを求める意見書

2018年4月からの国民健康保険制度改革の目的は、同制度の基盤安定化を図ることにある。そのために国は保険者支援制度など財政支援や、新たな基金の設置に加えて、制度移行における保険料（税）の激変緩和措置の活用を市町村に求めている。しかし、他方では市町村が行う決算補填等を目的とした一般会計法定外繰入の削減・解消を求めている。

このような改革は、結果的に市町村や被保険者に新たな負担増を招きかねず、制度改革の趣旨を損ねることにもなる。市町村の自主性を堅持するためにも、国の財政支援は重要である。

医療費に占める国庫補助金の割合は、1982年には50%あったが、2019年度は37%となっており、国民健康保険制度の安定化のためには国庫負担の抜本的増額が不可欠である。

以上のことから、国において次の事項の改善を求める。

記

国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、市町村が保険料（税）を引き上げることのないよう、十分な保険者支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩 倉 市 議 会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣